

国立大学法人愛知教育大学と名古屋市教育委員会との相互連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と名古屋市教育委員会（以下「乙」という。）は、協定尊重の理念のもとに相互の人的・知的資源の交流を図り、多様な分野で協力していくために次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、包括的な連携のもと、教科教育等の充実・推進及び教員の資質・能力の向上ならびに学生の実践的教育分野等において相互に協力し、学校教育の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は次のとおりとする。

- (1) 教科教育等の充実・推進に関する事
- (2) 教員の資質・能力の向上に関する事
- (3) 学生の実践的教育分野に関する事
- (4) 生涯学習の推進に関する事
- (5) その他両者が必要であると認める事

（連携推進協議会の設置）

第3条 前条各項に掲げる連携事項を円滑に推進するため、甲、乙各々の関係者による協議の場として連携推進協議会を設置する。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合はこの限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑 則）

第6条 本協定が定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じたときは、甲乙協議のうえ、新たに定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成26年 7月17日

甲 国立大学法人愛知教育大学

乙 名古屋市教育委員会

学長 後藤ひとみ

教育長 下田一幸